

知的財産戦略本部構想委員会（第2回）

日時：令和6年2月14日（水）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

出雲委員、伊藤委員、梅澤委員、遠藤委員、加藤委員、黒橋委員、杉村委員、竹中委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、林委員、福井委員、本田委員、松山委員、村松委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、佐野次長、池谷参事官、山本参事官、白鳥参事官、尾川企画官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「知的材再推進計画2024」に向けた検討
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○池谷参事官 おはようございます。内閣府知財事務局の池谷と申します。

ただいまから知的財産戦略本部第2回「構想委員会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日は、「知的財産推進計画2024」に向けた検討について、テーマごとに事務局から資料を御説明した後、委員各位の意見交換とさせていただきます。有識者の皆様の様々な御意見を頂戴したいと考えております。

本日使用する資料を御確認いただければと思います。

事前に事務局からのメールで御連絡しましたとおり、本日使用する資料は、

資料1 「イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築に向けて」

資料2 「イノベーション拠点税制の検討経緯と概要について」

資料3 「技術流出と不正競争防止法」

資料4 「研究インテグリティの確保に係る対応方針とその取組状況」

資料5 「新たなクールジャパン戦略に向けた検討状況について」

資料6 「AI時代の知的財産権検討会の開催状況について」でございます。

今、議事次第について画面で共有いたしますが、本日、お手元に資料1から6の資料があることを御確認いただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いいたします。座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築に関し、資料1に基づいて知的財産戦略推進事務局より御説明いただければと思います。

○池谷参事官 座長、ありがとうございます。

それでは、資料1を説明いたします。

イノベーションを創出・促進する知財創造サイクルの全体像をお示ししております。イノベーション創出・促進における知財エコシステムの構築においては、企業や大学などの各主体による知財創造サイクルの循環を促進していく必要がございます。この図にお示ししていますように、研究開発、技術・アイデアの創出から価値の創造、研究開発成果を保護・標準化し、その標準化されたものをライセンスも含めまして社会実装を進めていく。さらに、そこで対価を獲得して次の研究開発を進めていく。こういった循環を進めるに当たって、黄色の吹き出しにございます4つの論点があると考えております。

具体的には次のページでございますが、知財エコシステムの再構築に向けた論点、まず、知的財産の創造に関する事項でございます。「国内のイノベーション投資の促進」で、国内の立地競争力強化及び研究開発の促進に向けてどのような環境整備が必要か。また、民間による無形資産投資の促進のためにはどのような環境整備が必要か。

続きまして、知的財産の保護に関する事項として「国外への技術流出防止」ですが、我が国の知財を適切に保護する観点から、技術流出防止のための制度等の実効性を高めるにはどのような方策が考えられるか。

そして、知的財産の活用に関する事項として「産学連携による社会実装の促進」、社会実装機会の最大化にはどのような課題があるか。「国際標準化の推進」については、戦略的に推進するためにはどのような取組が考えられるかということで具体的に記載しております。

続きまして、このスライドは第1回の構想委員会でも御説明しているので、説明を割愛いたします。

こちらの参考資料は、主要国における研究開発税制の税額控除・損金算入制度の比較をしているものでございます。外部委託費というところを見ていただきますと、例えばアメリカ、フランス、ドイツにおきましては、外部委託について税額控除を行う場合には、国内、また域内に限っている制度を導入しております。それに対して我が国は、国内外問わず税額控除を認めているという制度になっております。

続きまして、技術流出防止についてでございます。2018年に産総研の中国籍の主任研究員が研究データを中国企業にメールで送信していた。これに関しまして、2023年6月、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。それを受けて、内閣府で大学・研究機関等向

けの研究インテグリティに係るチェックリストの改定、さらにリスクへの適切な対応を求める通知を出したところでございます。

なお、中国においては、2017年に中国国民・企業に対して国家情報活動への協力等を義務づける国家情報法が制定されています。

また、営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移ですが、10年前と比較しまして、件数が非常に大きく伸びているというのが見て分かると思います。

スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化につきましては、これも第1回での資料を参考までにつけておりますので、説明は割愛いたします。

続きまして、知財・無形資産の投資・活用に関する可視化促進についてでございます。

知的資本投資の可視化というところについては、近年、ESG投資への要請が高まるなど、将来的な企業価値を評価する上で、知的財産・無形資産に関する情報開示が投資家から要請を受けております。他方、会計処理上は単年度の費用として計上されてしまうこともあり、ややもすると成果の見えにくい研究開発費を削減するということがあります。ここで本来の「費用」ではなく「資産」の形成という意識を持つことが重要だと考えております。

これは、例えばエーザイの取組でございます。「研究開発投資の見える化」と書いておりますが、通常の営業利益に人件費、研究開発費を足し戻した数字を「ESG EBIT」として同社においては開示しており、単なる費用ではない、こういった情報開示をされております。

同じように、インパクト加重会計であります。ここは、従業員、顧客、環境、社会等に対するESG企業活動の正・負のインパクトを算出し、財務諸表の記載情報を補足する取組でございます。これも2つの例、エーザイとSOMPOホールディングスの例を載せております。エーザイについては、ある薬の無償提供のインパクトを年間約1,600億円と試算し、これを情報開示しております。同様に、SOMPOホールディングスにおきましては、介護サービスのビジネスを展開されておりますが、GDP換算で最大3.7兆円の社会インパクトを創出するという試算をしております。こういった試算、情報開示を通じて投資家との対話の質を高め、さらに次のイノベーション投資につながる効果も期待されているところでございます。

続きまして、大学知財ガバナンスガイドラインの利用状況等について御説明いたします。

前回の第1回での御指摘も踏まえまして、事務局が大学26校との意見交換をしたポイントでございます。まず、多くの大学がガイドラインを参考に知財ガバナンスの見直しに着手しているところでございます。ガイドラインを参考に契約ひな形を見直した、実際にスタートアップの設立に成功した、こういった事例も出始めております。

同様に、こちらのスライドですが、体制・予算につきましては、まだ5校と少ない数字になっておりますが、これも年度予算の中で工夫して必要な予算を捻出することも期待されているところでございます。

続きまして、ガイドラインの記載内容に関する課題・要望というところで、全般的には、分かりやすい解説資料が欲しい、また、研究成果の企業とのマッチング支援策が欲しい、

こういった意見も頂いております。このガイドラインは、内閣府、文部科学省、経済産業省の3府省合同で作ったものです。こういった大学側からの課題・要望に対してどのような施策で対応できるかということも今後3府省でしっかり対応、検討していきたいと考えております。

続きまして、今後の国際標準戦略の進め方について御説明いたします。

国際標準戦略をめぐる環境変化としまして、今から18年前になりますが、知的財産戦略本部で「国際標準総合戦略」を策定いたしました。その後、グローバルに社会環境は大きく変化しております。例えば循環経済、ESGなどをはじめとした社会課題解決型の新たな価値や規範を基に国際ルールにしてビジネスと市場をつくっていく、こういう動きが活発化しております。経済安全保障上も、中国、EU、アメリカが国家レベルの総合的な標準戦略を相次ぎ発表、そして、官民で政策資源や経営資源を重点投入するということを発表しております。

その中で、我が国における課題は3つございます。まず、1番目、民間企業において経営戦略や国際ビジネス戦略が欠如しているところ、2番目として人材基盤の脆弱さ、特に左下に円グラフが3つございますが、日・中・韓を比較したときの人材の高齢化という問題がございます。3番目として、サポート機関の規模格差を見ていただきますと、日本と欧州のサポート機関の規模の格差がはっきり分かります。

こうした違いを踏まえて、我が国の対応といたしまして、取組の方向性として3つ説明しております。まず、1番目、戦略領域の設定です。戦略的に国際標準化を推進する領域について、現在、内閣府で30億円の予算を確保しておりますが、この予算と関係省庁の予算とを連携しながら、しっかりと国際標準化を推進していく。そのときに対象領域ごとに有識者アドバイザーによる支援体制を整備していきたいと考えております。

2番目は、司令塔機能の強化として、知的財産戦略本部の下に、ガバニングボードを来年度早期を目途に設置していきたいと考えております。

3番目は、国家標準戦略の検討としまして、今後、関係省庁等の協力の下で基本的な方向性を整えて検討を進めていきたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、経済産業省及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局より、資料2から4に関して説明をお願いいたします。初めに、経済産業省の田中審議官からお願いいたします。

○田中審議官 経産省の田中です。

では、資料2に基づきまして、イノベーション拠点税制、通称イノベーションボックス税制について説明申し上げます。

まず、1ページ目は、これまでの検討経緯ということで、我々、このイノベーション拠点税制については数年前から内部で勉強してきております。ただ、今回この税制を設立す

る経緯として幾つか状況変化があると思っております。1つ目は、諸外国でこういったイノベーション拠点税制を導入する国が増えてきたということ、2つ目としては、特にグローバルな企業がこういった税制のあるなしで研究開発拠点をどこに設けるかというようなことを決める重要なファクターになってきている。こういうこともありまして、我々として令和5年4月26日に経産省の中でこのイノベーション拠点税制を実施するに当たっての研究会を設けまして、5月下旬には、既に導入しているイギリス、フランス、オランダ、それぞれタイプが違うのですが、こういった国を海外調査いたしました。6月9日には、まさに知財戦略本部でまとめている知財推進計画の中にこういったイノベーション拠点税制についての言葉を入れていただいたということです。以下、様々な閣議決定あるいは行動計画、そういったものにそれぞれ入れていただきまして、一步一步実施に向けて間合いを詰めていったというようなことであります。最終的には税制改正大綱を閣議決定し、今回初めて新税としてイノベーション拠点税制を実施するということになりました。

2 ページ目には、それぞれ色々な位置づけが書いてありますが、これは御参考です。

3 ページ目が、今回のイノベーション拠点税制の全体の概要でございます。繰り返しますが、繰り返すけれども、まさにイノベーションをめぐる国際競争が激しくなっている中で、研究開発拠点の立地競争力を強化するという、さらには民間による無形資産投資を後押しするという目的で、特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に対して減税措置を適用するというイノベーション拠点税制を新たに創設したわけでありまして、2000年代ぐらいから欧州各国で導入が始まって、最近ではシンガポール、インドといったようなアジア諸国でもこういった導入が進んでおりまして、我が国でも導入すべきだろうということで考えました。下の図を見ていただきますと、特許等からの、いわゆる所得の部分に30%所得控除ということで圧縮するというものであります。

詳細を示した4 ページ目を御覧になっていただきたいのですが、このイノベーション拠点税制の措置期間としては7年間で、令和7年4月1日から施行、繰り返しますが、所得控除率としては30%です。

では、所得は一体何を対象とするかというのが真ん中の数式で書いてあるところですが、まず、対象となる知的財産の範囲としては、特許権、さらにはAI関連のソフトウェアの著作権、さらに所得の範囲は、こうした知財をライセンスした場合に得られる所得、あるいは譲渡した場合に得られる所得、そして、そもそも知財を取得するに当たって企業が自ら国内で研究開発した成果に係る知財ということで、自己創出比率というものを掛けて、これによってこの部分の所得に30%の控除を課すというようなものであります。

資料の4 ページ目の真ん中に破線で囲ってある四角は、税制大綱に書いてある文を抜粋したのですが、我々として今回このイノベーション拠点税制は第一歩と考えておりまして、引き続き、諸外国ときちっとイコールフットイングを確保したいと思っておりますので、これで終わりではなくて不断の見直しをしていきたい、改善を図っていききたいと考えてい

ます。

ちなみに、今後の動きでありますけれども、まさに国会で御議論いただいている所得税法等の改正と、一部、産競法にかかるところがありますので、そういった改正を行いまして、令和7年4月1日から施行する。ただ、対象となる知財については、来年度、すなわち今年の4月1日から取得したものから対象にすると考えております。

5ページ目ですけれども、研究開発周りでは税制が2つあります。今回設立したイノベーション拠点税制と、もともとある研究開発税制があります。それぞれ違う目的で税の恩典を与えているわけですが、研究開発税制というのは、あくまでも研究開発投資のインプットに対して税の恩典を与えるというものであります。今回のイノベーション拠点税制というのは、研究開発投資をして、結果得られた知財でさらにそこから所得が発生した場合に税の恩典を与えようということで、まさにアウトプットに対するインセンティブを今回設けたというものでありまして、諸外国ではこの両輪、2つの税制で研究開発投資を後押ししているわけでありまして、我が国としてこれまで研究開発税制の片輪しかなかったわけですが、今回これで両輪を備えて海外と対等に競争できる、ある種の条件が整ったと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省の猪俣室長、お願いいたします。

○猪俣室長 経済産業省知的財産政策室の猪俣でございます。

資料3「技術流出と不正競争防止法」でございます。

不正競争防止法の中に、営業秘密に対する様々な不正行為を不正競争と定めまして、違反・侵害に対して、違反者への罰則、いわゆる刑事措置を規定しております。

その中で主な対象行為としましては、まず、図利加害目的があった上で、営業秘密を不正に取得・使用・開示するような行為、例えば産業スパイが営業秘密を不正に窃取する、こういった行為につきまして刑事措置がかかるというものでございます。図利加害目的に関しまして、後で申し上げますが、営業秘密の管理に係る任務に背いて、例えば媒体を横領したり、複製を作成したり、消去義務違反があるにもかかわらず、仮装することで営業秘密を領得・使用・開示する行為、従業員や元従業員による営業秘密の持ち出し行為、これも現在でも営業秘密の違反行為になっております。これにも当然、図利加害目的がかかるということでございます。

この図利加害目的の一つに不正の利益を得る目的というのがございます。よく誤解がありますけれども、金銭の授受、受け渡しがないとそれが認められないというようなことが言われるときがございますが、必ずしもそうではありません。不正の利益を得る目的は、公序良俗または信義則に反する形で不当な利益を図る目的をいいます。自ら不正の利益を得る目的もございますが、第三者に不正の利益を得させるような第三者図利目的も含まれます。この第三者には、ライバル関係にある企業・研究機関などだけではなくて外国政府

機関・関係者なども含まれ、これらの相手への開示なども処罰の対象となります。

また、国外犯処罰として、日本国内で事業を行っている営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外で不正取得したり、不正使用したり、不正開示したりというものも処罰対象となっております。

法定刑につきましては、10年以下の懲役もしくは2,000万円、海外使用等については3,000万円となっておりますし、法人についても両罰として5億円、海外使用などは10億円ということで、基本的に経済犯罪については最高刑となっております。

次のページを御覧ください。これまでの対処でございます。ここまで来るに当たって幾つかの法改正がされております。まず、目的規定の改正でございます。平成21年の改正におきまして、もともとライバル関係にないといけないのではないかというような疑義がありまして、そのため、そのときまでは「不正の競争の目的」と書いてあったのですが、そうではない、外国政府を利するような目的であっても処罰の対象であるということを明確にするため「不正の利益を得る目的（図利加害目的）」と書いております。

また、国外犯処罰についても平成17年に創設しておりますが、平成27年の改正におきまして、国外犯処罰については、広く刑事罰の抑止力を持たせるため、不正取得行為や領得行為にまで拡大しておりますし、先ほど申し上げた海外重罰についても平成27年に導入しているものでございます。

3ページを御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、外国政府を利する目的は図利加害目的に入る、主観的構成要件に該当するということは現在の逐条解説でも書いています。他方で、我が国企業や研究機関から海外に技術流出するものが依然として相次いでおります。こうしたことから、令和5年に法改正しましたので、それを機に②で書いておりましたところを逐条解説に新たに書き込みたいと思っておりますが、外国法令に基づく行為であること自体は違法性阻却事由に該当しないということでございます。これは②のところで御覧いただければと思いますけれども、逐条解説を今年の3月末に公表予定であります。営業秘密侵害罪について、当該行為が、政府に対して情報提供を義務付けることを内容とする外国の法令に基づく行為であることの一事をもって、違法性が阻却されるものではない、こういったことを不正競争防止法の逐条解説に書き込んで一層の技術流出防止に資するようになりたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

○渡部座長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の宮澤企画官、お願いいたします。

○宮澤企画官 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の宮澤と申します。本日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局では、令和3年度に研究インテグリティに関する政府方針を策定しております。今日はその紹介と、令和4年度と令和5年度にフォ

ローアップ調査をしておりますので、その結果を簡単に紹介させていただきます。

資料4「研究インテグリティの確保に係る対応方針とその取組状況」を説明させていただきます。

最後のページになりますが、「研究インテグリティ」と「研究セキュリティ」という言葉がございます。JSTがレポートでまとめている表が分かりやすいので、まず最初に紹介させていただきますと思います。「研究インテグリティ」は、研究コミュニティが責任ある行動を通して研究環境の健全性・公正性を確保することにより、研究の活力を保つことということで、研究コミュニティの自主的・自律的な取組と言われてきたところです。従来でいうと、研究不正対応ということで、捏造してはいけません、改ざん・盗用してはいけません、研究費を私的利用してはいけませんといったようなこととか、産学官連携における利益相反を管理してください、法令ガイドラインを遵守してくださいといったような倫理的なものです。「研究セキュリティ」になりますと、国家安全保障への影響にもつながるリスクへの対応ということで、研究システムの健全性・公正性が毀損されるということで、今までは安全保障貿易管理・営業秘密管理、知財の管理、サイバーセキュリティー対策、データ保護、外国人訪問者の管理というようなことを研究セキュリティということでやってきました。

今回、新たなリスクへの対応ということで、研究インテグリティと研究セキュリティの中間部分になりますけれども、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化というところに焦点を当てているものでございます。どういったことかということ、研究者が所属機関に対して透明性に関する情報の開示を徹底してくださいということ。それによって、不正な行為につながるリスクの低減に資するという。開示の例としては、外部の役職、外部からの研究資金や研究資金以外の支援等について徹底的に情報を開示してください、そして研究機関においては開示された情報を基にリスク管理をしてくださいというのが基本的な考えでございます。

最初のページに戻りまして、新たに求められる研究インテグリティということでございます。大前提としては、科学技術の発展には国際連携・オープン化が不可欠というところがございます。一方で、近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化しているところがございます。我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠であるということで、令和3年に政府において研究インテグリティに関する政府方針を策定したところがございます。

繰り返しになりますけれども、今まで研究インテグリティといえますと、不正行為、盗用、捏造、改ざん、研究費の不正使用や、産学官連携に伴う利益・責務相反に適切に対処すること、安全保障貿易管理の法令遵守というような倫理に当たる部分を言ってきたわけですが、それに加えて、研究者の情報開示を徹底する、こういう部分についての政府方針を策定したというところがございます。

政府方針の概要ですけれども、大きく3つございます。研究者には徹底的に情報開示してくださいということ、所属する大学・研究機関等については開示された情報を基にマネジメントを実施してくださいということ、あと、ファンディングエージェンシー、これは各省の内局も含まれますけれども、公募要領には研究インテグリティの重要性・必要性を記載してくださいということでございます。それぞれに対して、内閣府、文科省を含め関係省庁では、説明会、セミナー等を開催してきました。内閣府では、研究者、所属機関向けのチェックリストのひな形を作成いたしました。競争的研究費に関してはガイドライン改定を行いまして、ファンディングエージェンシーが行う公募要領に研究インテグリティの重要性を盛り込むようお願いしてきたところでございます。

昨年度と今年度、フォローアップ調査を行いました。昨年はこの3間についてアンケートを実施しました。関係者に適切な理解を促す取組、研修等を実施しているか、研究インテグリティに関する利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか、リスクマネジメントする体制を整備しているかということ去年からお聞きしています。

今年新たに3問の質問を追加しました。といいますのは、6月の産総研の事案を踏まえまして、大臣からも通知を发出了ましたが、改めて研究インテグリティの徹底ということをお願いしました。それも踏まえて、各機関において整備していただいている体制がより実効性を持つものになっているかどうかについて聞かせていただいたのが今年の特徴でございます。

これから御紹介いたしますのは、国立研究開発法人と、国立研究開発法人ではないけれども、研究をやっている独立行政法人について集計したものです。昨年末に公表いたしております。

もっぱら研究開発に特化している国立研究開発法人は24機関でございますが、研修、利益相反の規程、体制につきましては、ほとんどの機関で何かしら整備しているということでございます。今、検討中という機関もございましたけれども、年度内には何らかの形で整備するという回答を頂いております。こちらは、今年から加えた実効性が担保されているかという質問でございましたけれども、7割ぐらいの機関は既に整備している。検討しているという機関につきましても、今年度中に整備する予定ということをお聞きしております。

こちらは、国立研究開発法人を含む研究を行う独立行政法人、30機関でございますけれども、ちょっと数値が落ちますけれども、8割方の機関がそれぞれ整備しているというところでございます。新しい質問、実効性のある取組をしているかというところについては、6割ぐらいの機関がやっているというところでございます。

こちらは、研究資金配分機関、本省を含みますけれども、18機関でございます。各省、各FAが公募要領に研究インテグリティの重要性を明記しているかということでございますが、1機関以外は既に公募要領に反映しているということでございます。

この研究インテグリティのフォローアップ調査につきましては、研究機関だけではなく

て大学等についても行っています。大学については、今、集計中でございますので、集計が終わり次第、公表させていただく予定でございます。

私から以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました内容につきまして、御質問、御意見等を含めて御発言いただければと思います。冒頭に事務局から説明がありましたとおり、御発言のある方は挙手ボタンを押していただき、発言される際はお手元のマイクをミュート解除していただくということをお願いしたいと思います。また、発言時間は、恐縮ですが、2分をめどということでございましたので、よろしく願いいたします。

それと、経済産業省の田中審議官が公務のため、11時に退席されますので、資料2について御質問等がある場合は御留意いただければと思います。

それでは、途中退席される予定の委員がおられますので、先に御発言いただければと思います。福井委員からお願いできますでしょうか。

○福井委員 後半について、まだ説明前で他の委員の皆さんには申し訳ないところですが、申し上げます。

まず、技術部分、テクノロジー部分です。大変充実しているのですが、全般に私も関わったAIも含めて、ガイドラインや規定が非常に多いという印象を持ちました。そうすると、いずれも重要なことではあるのですが、部分最適を追求するあまり、全体として現場が指針疲れを起こしてしまわないかというようなことが少し気になりました。まずは、枝葉を除いて全体を大きくつかまえられるような工夫を現場のためにもぜひ続けていただければと感じました。

次いで、コンテンツです。これは主に資料5についてということになりますが、全般について言うと、漫画、アニメ、ゲームに偏ってはいるのですが、日本文化、そしてコンテンツの国際的な存在感は恐らく現在、市場1位というほど高いのではないかと思います。言語がオリジナル、日本語のものも含めて愛されている状況が生まれています。

しかし、政府の文化投資という意味で言うと、主要国の中で圧倒的最下位であることは前回も意見提出しました。韓国は、文化を基幹産業として長期戦略をもって支援を行い、結果として、現在、1兆6,000億円のコンテンツ国際収支黒字になっています。日本は実はコンテンツの海外売上げにおいては、これをはるかにしのぐ4.5兆円と世界トップクラスです。勝ち負けではないですが、全く負けていないのです。

ただ、率直に言って、これまで文化・コンテンツの分野というのは、ある種、趣味の延長として考えられ、産業として政府や社会から必ずしも正面から捉えられてこなかったのではないかと、こんな感覚を様々な場面で持っています。例えば日本の著作権の国際収支はそれこそ1兆5,000億円を超える大赤字なのですが、内訳がはっきりしません。ビジネスソフトは残念ながら大赤字なのは明らかなのですが、コンテンツの部分の国際収支を政府は果たして把握していらっしゃるのでしょうか。これは質問です。

その上で、資料5、ここでのワーキンググループの様々な意見はほとんど賛同ばかり、大変鋭い御指摘が多いと拝見しています。よって、賛同ではない部分のみ、大急ぎで申し上げます。

まず、8ページ辺りですけれども、ライブイベントがほとんど存在していません。体験価値や経済波及効果など、国際的な注目は非常に高まっています。韓国は漫画と並んで公演芸術を次の重点分野に入れておまして、この視点は必要ではないか。

同じページで、コンプライアンスの欠如、労働環境、契約環境等の指摘は全くそのとおりなのですけれども、同時に、世界で愛される文化やコンテンツを生み出してきたエコシステム、これを知って、それとの協働作業で現実的な、例えば働き方改革を行っていく必要があるだろうと思います。上から命令調、命令形での改革のみでは十分機能しない。そればかりか有害のおそれもあると思います。

9ページ、日本はコンテンツIPの累積収入では国際的にトップクラスである。これについて、ただし、レガシー中心だという指摘があったようです。コンテンツIPにおいてレガシーが強いのは当然なので、日本などは新しいほうです。よって、そのレガシーをどう生かすかが重要なのだろうと思います。

10ページ、映像制作を中心に、プリプロ重視、大作主義の視点も感じましたが、日本の特徴は、漫画、アニメなどを含めて多産多死にあります。その強みを忘れて、それを殺してしまうような構造改革はかえって致命傷になりかねないので、気をつける必要があるだろうと思いました。

最後に、13ページから14ページ、レコード演奏権です。これは報酬請求権の御要望で、要望として大変理解できます。ただし、他方で、著作隣接権の許諾権の部分については、許諾を得る困難さの指摘もワーキンググループではかなり出たようです。両者は共に改善が進まなければ社会の理解を得るのは難しいのではと課題意識として感じました。

長くなりましたが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それから、出雲委員も先に退席と伺っていますが、大丈夫でしょうか。

○出雲委員 お願いします。

私からは2点です。1点目が大学知財ガバナンスガイドラインの普及、活用の推進、2点目がイノベーションボックス税制適用の英国・シンガポール並みの拡大について申し上げます。

1点目は、スタートアップ育成5か年計画で日本のスタートアップをあらゆる観点で量も質も5年で10倍にするというのが大学にもこれから求められる。今、大学発ベンチャーが3,782社ありまして、64社が上場しました。50社つくと1社成功しますので、スタートアップ育成5か年計画の中にも、各大学が50社スタートアップをこしらえて、1社エグジットして、地域にスタートアップフレンドリーな大学と社会をつくっていく。このキードライバーになるのが大学知財ガバナンスガイドラインです。

今回、26校、いろいろヒアリングしていただきました。このガバナンスガイドラインを活用しない大学というのは本来何のために存在しているのか。今、東大スタートアップが371社、京大スタートアップが267社あります。知財事務局の資料にもありますけれども、東大と京大は大学から生まれる知財が年間7,000件あって、その4割をしっかりとガバナンスガイドラインに沿って知財ポリシーを立ち上げて、スタートアップをたくさんつくっているわけです。

一方で「地域中核・特色ある研究大学」に選ばれるような大学は積極的に知財ポリシーを策定していかなければいけないはずなのですが、活用していない、ポリシーもない、そういう大学をもっと強力でフォーラムを開催したり成功事例を横展開することによって、特に島根大学はスタートアップが5社しかないのです。山梨大スタートアップも5社しかない。青森大学は7社しかない。「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等を積極的に活用して、大学が生き残るためにバイブルとして積極的に活用することが大前提なのだとすることを強力で各大学に推進していただきたいと思っています。

2点目のイノベーションボックス税制は、イギリスもシンガポールもライセンス収入だけではなくて、譲渡収入だけではなくて、知財を活用した大学のスタートアップの売上げの所得控除まで含まれているのが諸外国のイノベーションボックス税制の適用範囲です。大学発、少なくとも「国際卓越研究大学」や「地域中核・特色ある研究大学」がつくったスタートアップや、G-STARTUPの認定企業、もしくは一番いいのはSBIRの企業、SBIRの企業は今まで9万社に日本は1.4兆円補助金を出してきたわけです。中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に変わった時点で、イノベーション創出の活性化に関する法律なわけですから、SBIR認定企業に対してその売上げの所得については所得控除、イノベーションボックス税制で適用する、ここまで思い切って範囲を拡大しないとイノベーション創出の活性化につながりません。イノベーションボックス税制は最初立ち上げるときに大変だったというのはいろいろ御都合もあると思いますし、御苦労もあると思いますが、大学発スタートアップを5年で10倍にするという観点で、知財ガバナンスガイドラインとオープンイノベーション促進税制とイノベーションボックス税制を大学発スタートアップに適用するということが5年で10倍という難しい目標を達成するためには非常に重要になってくると思いますので、イノベーションボックス税制の適用を思い切って大胆に大学発スタートアップに拡充する。それをもって5年で10倍というスタートアップ育成5か年計画の達成ができると思います。この2つをぜひお願いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

○佐野次長 福井先生より一点だけ御質問がございまして、著作権使用料の国際収支を把握しているかということであります。これは、福井先生も御指摘いただいたように、この中に統計としてはあるのですが、OSのライセンス料とか、これはアンドロイドやウインドウズみたいなものですが、こういったものが含まれている数字になっております。統計上

はここからさらに分解できないような形になっております。したがって、現在、コンテンツだけの国際収支は必ずしも把握していないというのが現状でございます。今後、データ整備の観点等あるかと思えますけれども、今の段階では外為法の各企業の届出に基づいてやっていて、そこまで細分化されていないので、把握することが難しい状況にあるということでございます。

一点だけお答え申し上げます。以上です。

○福井委員 ありがとうございます。

韓国は、文化体育観光部がホームページで個別分野の国際収支を発表するほど把握に努め、また、それを戦略に利用しています。日本政府でもコンテンツ分野が重要だと考えるのであれば、把握が重要ではないかと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 ありがとうございます。

大変詳しく御説明を頂いて、感謝申し上げます。また、イノベーションを創出するエコシステムという観点で、創造の観点、保護の観点、活用の観点という形でおまとめいただきました。非常にわかりやすく、ある意味でのエコシステムの構築方法を示していただいたと思えます。

見せていただいた中で、我々企業人が、今後特に意識しなければいけないことは、人口減少問題であります。20年、30年先ということになりますけれども、お示し頂いたエコシステムが、人口減少下でもうまく機能するためには、人材育成も含めて、対応方法を考えるべきだと思います。創造に対する事項のエコシステムはあるのだけれども、それを起こす人材、これをどの様に育てていくのかも考えるべきです。

よく言われていることなのですが、イノベティブソリューションをつくり上げるには多様性が必要だと言われますが、この多様性を確保するための人材育成という部分についても我々はもっと強く意識していくことが必要で、エコシステムそのものの議論からちょっと外れてしまうかもしれないけれども、個の主体性を尊重した教育を日本の中につくり上げない限り、イノベーションを起こせるような多様性を育てる仕組みは広がっていきません。ここでの議論の範疇とは違うかもしれないけれども、まだまだ、均一性の高い人材育成を主としている日本においては、意識する必要がある基本的な課題と考えます。

多様性の問題で、もう一つよく言われるのは外国人の活用です。しかしながら、能力が高い人材を外国から受け入れようとしたとき、日本の中に家族を含めた受入れシステムがあるのか、適切な働く仕組みがあるのかどうか、その辺も含めて、課題を意識して、取り組むべきと考えます。この部分はエコシステムを動かすときに、即ソリューションが必要な領域ですので、同時に考えていく必要があるかと思いました。

それから、知財保護の観点ですけれども、仕組みを整えると共に、一人一人のリテラシ

一を上げるということがとても重要です。既にアンケート等で、用意をして頂いているのですが、推進室等がリーダーシップをとり、個々のリテラシーを上げるためのサービスを開発して、それを無償提供して、必ず履修していただくというような仕組みがあってもいいのではないかと思います。

と言いますのは、先月、UKにサイバーセキュリティの観点で訪問団を経団連から出して、UKのセキュリティ関連機関と議論させて頂いたのですけれども、英国では、政府機関であるナショナルサイバーセキュリティセンターが、自ら多様なセキュリティ教育システムを製作して、それを無償で提供しているのです。彼らは、レジリエンス力というのは個々のリテラシーを上げることによって、広がりを持ち、国家としてみると非常に高いレジリエンス力になると確信しています。私も同じ考え方を持っています。そういう観点から、知財の保護に関しても、同様な方法論が提供可能ではないかと思いました。

最後に、国際標準の社会実装のところなのですが、御指摘頂いたとおりだと思います。ポイントは、グローバルパートナーをどうやって作り込んでいくのか、そのシステムをどのように推進、実行していくのかが重要なキーポイントなので、企業は、企業間での協力関係の構築に対して主体的に動きながらも、国家間では、官が主体となって動いて頂いて、グローバルパートナーとして基盤となる、信頼を構築するための基本的なアグリーメントを結んで頂き、これらパートナーと共に国際標準化をつくり上げていくという仕組みが重要と考えます。日本国一国では、なかなか標準化を推し進める事は難しいところもございまして、ぜひ産官で協力して推し進めるべきと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 2点、発言させていただきます。

まず、1点目は、知財保護に関する国外への技術流出防止についてでございます。国際連携・オープン化が科学技術の発展には不可欠という大前提を赤字で強調していただきましたが、流出リスクへの懸念で大前提が軽視されることがないように、このルールづくりの中で大学や研究所に徹底して、大前提を忘れることがないように配慮をお願いしたいと思います。知財エコシステムの構築においては多様性のある研究者の参加がイノベーションの創出に重要な鍵になるということで、まずはジェンダーからということで、現在、JP0での調査研究が始まっています。今後、民族的な違いや教育背景の多様性へと拡大していく中で、外国人研究者の受入れが非常に重要になってくると思っております。技術流出防止のために、日本の大学や研究機関が優秀な外国人研究者にとって魅力のない場所とならないような配慮が必要だと思います。既に日本の大学には、アメリカで長く研究していた私のような者には理解できないペーパーワークや細かいルールがたくさんありまして、そのルールに関する情報も日本語を直訳するのみで外国人には分からないことが多いように思われます。外国人が不当に差別されたり、日本人研究者と比べ過度の負担を強いられた

りしないようなマネジメントをお願いしたいと思います。

2点目は、産学連携による社会実装の促進に関し、大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップについてでございます。委員会の意見を反映して追跡調査を行っていただき、ありがとうございます。特に聞き取り調査の結果から、多くの大学がガイドラインを参考に知財ガバナンスや共同研究の成果の帰属の見直しを行い、それがスタートアップの設立に結びついたという報告は、具体的効果の確認ができたと思います。まだ十分ではないという委員のお声もありましたけれども、これから徐々に地域の活性化に結びついた地方の大学へと浸透していけばと思います。これに加えて、知財ガバナンス体制や予算の強化という成果があり、今後もこのような成果は共同パートナーとなる企業にガバナンスの内容をよく理解していただくことによって、さらに効果が上がっていくのではないかと考えておりますので、そのような広報に努めていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築の必要性は、資料1にまとめられているとおり、私も賛成でございます。その上で2点、意見を申し上げます。

まず、1点目は、資料1のスライド12ページ以下に、令和5年3月29日に出された大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップとして26大学にヒアリングした結果が報告されていますが、ぜひ企業側にも同様のヒアリングをしていただければと思います。といいますのは、例えばスライド13ページの右側の円グラフ、共同研究成果の権利帰属と実施権限について、ガイドラインを参考に契約ひな形を見直したという大学が5校あったことが報告されています。

また、資料1の15ページの表の「課題・要望」の欄に「共同研究成果の社会実装＝第三者へのライセンスと一律に考えるのではなく、実施されない理由を理解する必要。共同研究先との関係性も重要。共同研究前に単独出願するのが重要。共同研究成果に執着すべきでない」という声が上がっていることも報告されていまして、この「課題・要望」に対する右側の「今後の対応・検討」に書かれている「ガイドラインの具体的な効果が出始めており、今後も効果検証を継続」というのは、少しかみ合っていないようにも感じております。効果検証としては、大学からこれまでと違う契約ひな形を提案されているであろう企業側に対するヒアリングをするといったようなことをしていただくことが有益ではないかと思っております。

もとより、共同研究成果の権利帰属と実施権限の在り方というのは決して一つではないのでありまして、過去のさくらツールでは、考慮要素を解説した上で、個別型で11モデル、コンソーシアム型で5つのモデルを提示しておりました。また、今回の大学ガバナンスガイドラインでも10数ページにわたって考慮要素について解説されており、これを受けた特

許庁のオープンイノベーションポータルサイトでの大学と事業会社との共同研究契約のモデル契約においても、詳細にモデル条項についての解説が加えられています。しかし、現場がひな形を出発点として戦略的に柔軟な契約交渉をするリテラシーを持っているかどうかというところが問題ではないかと思えます。

今回のガイドラインに基づくひな形はあくまでもひな形であって、契約交渉というものは、一旦自らが提案したモデル契約案であっても、当該事案とか背景の事実関係を踏まえて互いに譲歩や提案を繰り返す、キャッチボールのように繰り返し交渉して合意に至るべきものだという点を理解しないで、国が出したガイドラインだからと硬直的な対応がされないように注意する必要があるのではないかと思えます。

次に、2点目です。資料2のイノベーション拠点税制についてです。先ほど田中審議官から今回のイノベーションボックス税制の創設は第一歩という御説明がありまして、私もその御尽力に大変感謝するところです。

しかしながら、先ほど出雲委員もおっしゃいましたように、このイノベーション拠点税制の対象が狭いにもほどがあるのではないかと感じております。資料2のスライド4ページを御覧いただくと「②対象となる所得の範囲」は「知財のライセンス所得（子会社等からのライセンス所得を除く）」と「知財の譲渡所得（子会社等及び海外からの譲渡所得を除く）」に限定されていまして、企業が自社グループの事業展開のために研究開発に戦略投資を得た知財成果の自己実施分は全部対象外になっています。もちろん財政の健全性の観点は重要ですが、これでは日本国内でのイノベーション投資を促進することはできませんから、「仏作って魂入れず」の「なんちゃってイノベーションボックス税制」と言っても過言ではないのではないかと思えます。

資料2の2ページに書かれている「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日の閣議決定）」では「我が国においても、海外と比べて遜色なく民間による無形資産投資を後押しする観点から、国内で自ら研究開発した特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する」と閣議決定されているわけですので、財務省はこの閣議決定をどう考えているのかと思えます。資料2の4ページの中央に点線で囲んで「状況に応じ、見直しを検討する」と書かれていますが、ぜひ来年度からは自己実施分も含めるような見直しをお願いしたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

○田中審議官 皆さん、いろいろ御指摘ありがとうございます。

まず、出雲委員から頂いたところですが、我々も諸外国とのイコールフットィングを確保したいので、税制当局には、知財が組み込まれた製品・サービスから得られる所得も含めて今回の対象にしたいということを強く主張していたわけですが、これは実際に執行するということになりますと、要は製品・サービスにおける所得で知財寄与分がどういったものなのかというのを実務的にいろいろ算定する、あるいは税務当局がそこを認めるとい

うのが結構難しいところが技術的にもあったものですから、残念ながらそこは認められなかったというのが実態であります。これをお話すると、2～3時間話してもいいぐらい、いろいろあるのですが、我々としては、そこをきちっと認めてもらって、ある意味、海外とイコールフットイングを確保したいと考えておりました、そういった意味では、今回、取りあえず足がかりができた第一歩だというふうに考えておりますので、御指摘の点は、我々としても粘り強く要求していきたいと思っています。

さらに、林委員のほうから御指摘ありました、今回そうはいっても知財の範囲が子会社等からのライセンス所得を除くとか、海外からの譲渡所得を除くとか、何だかんだ言って留意がいろいろあるということで、非常に小さいということなのですけれども、これも、子会社等のライセンス所得を入れるということになると、所得の付け替えみたいなことが発生して、ある意味、脱税行為につながる可能性が非常に高いものですから、ここは除きましょうということを決着しました。また、今回のイノベーション税制の趣旨として、国内で研究開発をして、知財を活用して事業に結び付けてもらいたいということなので、単純に海外に知財を譲渡するということを、税で後押ししてもあまり意味がないのではないかとということになりまして、知財の単なる海外への譲渡は除きました。

いずれにせよ、我々としては海外との競争条件をイコールにしていくということが重要なので、でないとなりにグローバルな企業は海外で研究開発をしておこうというインセンティブが働きます。そこは我々としても忘れていませんので、今後そこはきちっと確保できるように引き続き頑張っていきたいと思っております。そのためには、産業界の方を含めて、周りの方の声がないと税制というのはなかなか認めてもらえないものですから、ぜひ御支援いただけるとありがたいと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○渡部座長 それでは、杉村委員、お願いできますか。

○杉村委員 ありがとうございます。

まずは、イノベーション税制を導入いただきましたことに対して感謝を申し上げたいと思っております。そして、今回は、林委員もおっしゃいましたように、対象が知財のライセンス所得及び知財の譲渡所得になりましたが、社会実装によるイノベーションの創出・促進、このような観点からは、今回の対象もそうですけれども、むしろ特許発明等の実施製品・サービスの売上げによる利益が対象所得とされることが直截的ではないかと考えております。特許権等のライセンス所得や譲渡所得は、特許発明等の価値それ自体を具現化したものですので、確かに対象所得としやすいのであろうとは思いますが、特許発明等の実施製品、サービスの売上げによる利益も、一定部分はその算定が難しいことがあります、同様に特許発明等の価値が具現化されたものとして対象所得とし得るのではないかと考えます。また、特許発明等の実施製品・サービスの売却益をも対象とすることで、保有している特許権のポートフォリオの再編成を促すことにもなりますし、また、特許権を活用して事業に生かすことを促進することになります。ひいてはイノベーション

を生み出す契機になると考えておりますので、田中様がおっしゃいましたように、特許権を社会実装している売却益についても対象に入れる方向の不断の検討を引き続きぜひ行っていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

次に、資料1についてです。国内のイノベーション投資の促進の記載が、全体的に何となく国内でのクローズドイノベーション寄りであるかのような印象を与えない観点も必要ではないかと思いました。クローズドイノベーションによって国内で自ら単独で創造した知財であっても、インバウンド型オープンイノベーション、例えば研究開発委託、共同研究開発、技術提携、ライセンスイン、M&Aなどによって国内外で他人と共同で創造し、または他人から取得した知財であっても、この知財を国内で自ら単独または共同で保護・活用して国内でイノベーションを創出・促進し得る点では大きく変わるものではないと思いますので、このようなインバウンド型オープンイノベーションにネガティブな印象を与えないような留意が必要ではないかと思っております。

それから、1ページ目の「産学連携」の「学」には、大学だけではなくて理化学研究所などの国の研究機関も含まれるような記載がよいのではないかと考えておりますし、③の産学連携については、知財エコシステムを促進するためには「産学連携」ではなくて「産産連携」という文面も必要ではないかと思っております。

また、資料3についてです。今回、刑事措置のみならず、令和5年法改正による民事措置として国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化も指摘され得る一方で、逐条解釈の明確化については、一層の周知啓発を図っていただきたいと思っております。特にこの解釈に基づく実際の検挙・処罰やその周知啓発が肝要ではないかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

国際標準につきましては、第1回の構想委員会の際に意見を述べました。発言時間が2分という時間の制限もありますので、この場では割愛させていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

産業技術環境局から何かコメントございますか。

○田中審議官 今、杉村委員からコメントがありましたが、繰り返しですけれども、知財を組み込んだ製品・サービスから得られる所得に対して税の恩典を与えたいというのがまさに主眼でありましたので、我々としても、ある意味、大変悔しい思いをしまして、これはきちっと確保したいと考えています。早速、今年から引き続き研究会をやりまして、海外での日本型と近いような執行状況をやられている現場の執行、制度的には組み立てられるのですけれども、執行をどういうふうに現場でやるかというところが税制当局は非常に心配しているところがありますので、そういった心配を払拭できるように海外事例等の情報収集等をやっていきたく思っています。各委員のお考えとまったく同じであります。我々としては、ライセンスビジネスを振興したいつもりでは全くありませんので、そこは

ぜひ誤解のないように、引き続き御支援いただければと思います。よろしく申し上げます。

○杉村委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。

私からは簡単に3点ほどコメントさせていただければと思います。

1点目は、既に大分お話の出ている資料2のイノベーションボックス税制についてですが、前日もコメントさせていただきまして、既に出雲委員、林委員、杉村委員もおっしゃっていたとおりのところでして、知財を組み込んだ製品の売却益というのは当然含めていただきたいところなのかなと思っております。自社において開発した自社製品を、知財を組み込み、これを売却するという一番根本的なところですので、皆さん思いは同じというところだったので、これ以上言うこともあまりないのですが、引き続き検討していただけるということなので、ぜひ検討していただければと思います。算定が難しいというようなお話もあったと思いますが、できないことではないと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

2点目が資料1に戻るのですが、これも単にコメントなのですが、スライド8以降で知財・無形資産の投資の可視化というところがありまして、知財や無形資産の投資について、価値を投資家の皆さんに理解していただくということは重要なことだと思っております。コーポレートガバナンス・コードの改定により、知財への投資に対する取締役会の監督であったり情報開示が明記されて以来、私、弁護士なのですが、統合報告書であったり知財の報告書を通してどのように開示していくかというところの御相談は大変増えておりまして、やはり企業の関心事なのかなと思っております。改定で「費用」ではなく「資産」というところは本当にそのとおりと思っております。

スライド10で例を挙げているように、エーザイさんの錠剤の無償提供であったり、SOMPOホールディングスさんの介護サービスの効率化を社会インパクトという形で数字で表している試みというのは大変よい試みだと思っております。資産について結構大きな数字が出ており、投資家によっては信憑性がないというようなことをおっしゃる人もいるように聞いておりますけれども、一定の根拠をもって試算されておりますし、こういった試み自体が大変大事と思っております。実際に、例えば治療薬の無償提供などは社会全体において価値があることは明らかなように思いますし、ここで使っている表現のとおり、社会的インパクトがあるのは間違いないように思っておりますので、これを数値化していくという試みは大変よいことだと思っており、試算に飛躍があるなど、いろいろ突っ込みが入るところなのかなとは思いますが、それは適宜見直して行って、こういうことを評価していくことが広がっていくとよいなと思っております。

3点目ですが、資料3の技術流出の対応についてというところで、今回、逐条解説による解釈の明確化という点を挙げていただいていたと思います。当然考えていらっしゃるこ

とだと思うのですけれども、今回の一つの目的意識としては、研究活動がグローバル化して外国人を含む研究者が増えている中で、外国人による技術流出などの事件もあり、外国人の方に日本の法令をよく理解していただくという点もあると思います。外国人の方が逐条解説をどのぐらい読むのかということがあると思いますので、分かりやすく適切な方法で適宜周知していくことはもちろん想定されていると思いますし、その辺をしっかりとやっていただけるといいのかなと思っています。

私からは以上です。

○渡部座長 伊藤委員からお願いいたします。

○伊藤委員 では、2点ほど、短めにいきます。

中小企業の立場から言わせていただくと、国際標準化の部分においてグローバル人材を育てていく必要性があるのであれば、留学生を、どんどん行きたい人を行かせるような国の仕組みにさせていただきたいと思っています。今、円安ですし、日本の経済もあまりよろしくないで、留学したくてもできない子たちがたくさんいると思うのです。幾らインターネットがあるからといっても、実際行って、そこで体験し、文化を感じる。そして、この人たちともコミュニケーションすることによって初めて人材は育っていくので、未来に向けての投資が必要だと思います。今、海外へ行っても、中国、インドはすごく多いですね。日本人と会う機会は本当に少なくなってきたので、そこを促すような取組をしていただければと思います。

2点目、イノベーションボックス税制に関するところは、実はそこに行く前の段階で、中小企業であるとやはり開発していきたいのですけれども、利益がすぐに出ない開発に関しては補助金を活用したいところがたくさんあります。しかし、日本の補助金というのは季節ごとというか、いつでも使える補助金ではないのです。必ずテーマも決まっています。数年前、シンガポールの政府の方とお話ししたときに、シンガポールはいつでもやりたいときに補助金が見えるという仕組みなのです。だとすると、タイミングも、わざわざ補助金ありきではなく、やりたいから活用するというふうに、テーマもどんどん生みやすくなりますし、イノベーションも生まれやすくなると思うのです。日本はどうしても型にはめたる習性があるって、これからグローバル競争の中では、もちろん日本の古いよき文化も大切なんでしょうけれども、箱から飛び出すというか、型破りな方法でやっていかないと企業の競争力も低下してしまう懸念があるので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、田路委員ですね。

○田路委員 ありがとうございます。

この数年、知財戦略構想委員に関わっている中で、スタートアップにとって知財が大事だという観点でいうと、スタートアップの知財投資が加速される施策が積み上がってきているというのを大変うれしく思っています。一貫して私が思っているのは、知財の流通ス

ピードをどう上げていくかという観点なのです。さっきイノベーションボックス税制の話で、自己実施についての税制は非常に重要だというのは全く異論はないところなのですが、一方で、今、我々がやるべきなのは知財をどう流通させるか、これは大学知財ガバナンスガイドラインも同じ理屈なのですけれども、基本的に死蔵特許と言われるもの、つくるだけで終わる特許をいかに配慮してしっかり流通させるかという観点が大事という意味でいうと、まずは今回のイノベーションボックス税制の方向感については一定の成果はあるのかなと思っています。出口の戦略がしっかり整ったところで、いよいよ入り口のほうをしっかりと整備してもらいたいと思っています。

昨年来ずっと言っていることなのですけれども、やはり知財人材の開発・育成が非常に重要だと思っています。それはどういうことかという、マインドセットの問題だと思っていて、これまで私は、経営者と、いわゆる知財人材、特に弁理士を中心とした知財人材の意識、マインドセットのミスマッチというのを気にしていて、知財をコストという観点ではなくてレベニューに変えていくという思考に知財人材を導いていかない限り、なかなか難しいという問題意識を持っています。ですので、昨年議論にあった知財人材の開発、例えば特許庁の審査官の活用だったり、そういった議論も一方でなくさないようにしていただきたいというのが一点です。

もう一つは、いよいよ知財を資産としてどうしっかり計上するか、評価するかという仕組みは必要だと思っていて、ここには当然客観性みたいなものが必要で、これは知財による自己実施の価値が、製品・サービスから売り上がったものがどういうふうに加味されるかとイコールなのですが、知財を資産としてしっかり評価していくという制度、ルールづくりも併せてお願いしたいというのが私のお願いであります。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

波多野委員、お願いいたします。

○波多野委員 手短かにいきます。大学の立場、そして量子を専門としている立場で、国際連携をさらにエコシステムに発展しようとしている立場から発言させていただきます。

まず、知財ガバナンスガイドラインですが、活用の現場感ですが、非常にありがたく感じています。特に学長のリーダーシップによる国際卓越の交付や地域中核大学が決まりましたので、大学改革の変革とともに知財ガイドラインを必須に守ってもらいたくて、学長へのヒアリングも必要かと思っています。追跡調査の状況は分かりましたが、学長がしっかり認識して経営していくべきだと思っています。

また、現場感としては、新大学は具体的な構想を進めている中でガイドラインを参考にして今後の課題なども議論が進んでいます。特に先ほども議論になりました知を生み出すところのマインドセットの状況と、その知財を活用するための橋渡しの人材を育成するようなカリキュラムを作ろうというような話も出てきていまして、これはガイドラインの効果だと思っています。

2番目の国際特許、研究インテグリティの問題ですが、先端科学技術の推進には戦略的な国際連携が必須です。量子では、各国の国家戦略の策定や国際連携の活発化などで状況が極めて急スピードで変化していき、この中の国際エコシステムを展開するには、ルールメイキング、特に国際特許や標準化の促進、そして研究インテグリティの担保が必要だと考えています。ですので、大学からも海外出願しやすいようなサポートなども必要だと考えていますし、国際競争力のある開かれた大学であるためにも、インテグリティの問題、情報管理の問題、知財の統一の問題につきましても、国を挙げて共通化した情報の管理が必要であると考えています。

最後です。イノベーション拠点税制の話ですが、研究開発税制との両輪で非常に素晴らしいと思っていますが、やはり知財の源泉である研究開発税制のほうもさらに強化いただきたい。両輪であるとおっしゃっていますので、両方がうまく回るように加速していただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、梅澤委員、お願いします。

○梅澤委員 梅澤です。

皆さんおっしゃっているイノベーションボックス税制について一点だけ補足です。ここまでの議論は、どちらかというと日本企業の国内での研究開発投資を加速し、海外への流出を防ぐという観点の話が多かったと思います。一方で、もう一つ大事なのは、海外の研究開発型の企業の呼び込み、あるいはそういう人材を日本国内にどれだけ誘引できるかという視点も大事だと思っています。そういう意味では、所得の範囲の議論は、皆さんおっしゃることに私も100%同意なのですが、それだけではなくて、これは時限の措置ではなく恒久税制化ができないかと思っています。なぜならば、海外企業にとって、日本に研究開発拠点を移転するためには相当長期でのコミットメントが必要で、5年とか7年とかというホライズンしか見えていない状況だと、そういうアクションになかなかつながらないのではないかと思っているからです。同じ論点があるのは研究開発税制にもあると思っています、そういう意味では、研究開発税制とイノベーションボックス税制、両方ともシンプルで海外企業にとっても分かりやすい形での恒久税制化というものができないでしょうかという問題提起です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本田委員、お願いします。

○本田委員 私からは大学知財ガバナンスガイドラインに関してコメントさせていただきたいと思います。出雲委員が御発言されたとおりなのですが、スタートアップ推進のためには、まず大学知財ガバナンスガイドラインの徹底が重要だということは賛同いたします。

ガイドラインの中で重要な視点は、大学の知財創出の前後でのマーケティングといえますか、市場とのつながり、市場を見据えた形の知財創出が重要になってくると思います。しかしながら、現実のアンケート調査の結果としては、大学の研究成果を企業につなぐマッチング支援策が欲しい、人材が不足しているという声があるように、現状は大学の知財管理体制というのはいまだマーケティングにまで至らない、アドミニストレーションだけを行うような状況になっているのではないかと思います。現実にはマーケティングと一言で言っても、ライセンスを見つけ出せるかどうか分からないという不確実な挑戦を伴うような要素があります。こうした新たな市場を形成するという挑戦に向き合うという視点に関しましては、ベンチャーキャピタルと類似性があると考えております。

今、ベンチャーキャピタルには多くの若者が集まってきている状況です。一方でTLOは人材不足、そこに何の違いがあるのかということを検討する必要があるように感じています。ベンチャーキャピタルは報酬体系を含めた魅力のある仕事があるために人が集まっているのであろうと思っています。ベンチャーキャピタルのように固定費と成功報酬みたいなことで大きなチャレンジに挑戦していくインセンティブは、TLOにおける人材の層を厚くする上で重要になってくるのではないかと考えております。

産学連携といいますと、やはり日米比較がされるのですけれども、アメリカのTLOのような、マーケティングモデルを中心に行っているような大学の中では、きちんと成功報酬というようなインセンティブを取り入れて、そういうものにチャレンジする人たちを推進するような施策が大学の中で行われているとお聞きします。ですので、今、日本で、マーケティングができていないという課題に対しては、このマーケティングというアクティビティと報酬体系との関係性の有無という視点で調査してみる意義があると思います。そうした結果を発信することによって、大学にどういうTLOの運営、処遇が必要であるかを検討する材料を提供することによりマーケティングを活発化させるという施策もあるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

加藤委員 よろしくお願ひします。

○加藤委員 私からは、農業の現場にありますので、現場からという点で2点です。

先週、インドに行ってきました、インドから日本の農業への期待は非常に大きいことが分かりました。特に種苗と技術という2点です。ただ、日本の企業からすると、知財がなかなか守られない国ということで、出にくいという日本企業側からの意見もあって、そこは、国際標準化という点もありましたけれども、日本企業が先んじて、研究開発に投資したものを価値化する土台づくりというのは、1社、2社ではできないので、そういうプラットフォーム化みたいなものをつくった上で戦略的に他国へしっかり出て行って価値化するというのは大事だとつくづく感じます。

もう一つは、すごく簡単な話なのですが、無形資産投資を促進するということな

のですが、多くの補助事業とか研究開発委託事業も設備投資ありきみたいところで、ものづくり前提の補助政策が多いと思うので、いよいよ本当にソフトウェア、無形系に投資するということも表立って補助事業でうたってもらいたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、黒橋委員、お願いします。

○黒橋委員 ありがとうございます。

2点、研究インテグリティに関してであります。

一つは、私は大学の教員の立場もあるのですが、外国への技術の流出、不正行為等が産総研の件で非常にフィーチャーされていますが、今日の御説明でも後を絶たないという御説明があったかと思えます。ただ、教員としては、例えば外国からの研究者の受入れ等の手続は非常に丁寧にはなっているのですが、後を絶たないほどなのか、例えば自分のすぐそばでも研究員に対して起こるものなのか、そこまでの実感はないというのが正直なところではあります。ですので、そういう事例が非常に多いのであれば、逆にスパイの方法を公開するような形で若干コントロールする必要があるかもしれませんけれども、もう少し事例などを開示していただいて、e-ラーニング等でも結構と思えますけれども、受入れの教員、研究者の側が、実際どういうところに問題があるのか、危険性があるのかということを実感できるようにしていただけたらいいのではないかと思います。基本的に性善説といいますか、研究員の全ての活動をモニタリングしているわけではありませんので、その中でどういうことが注意のポイントなのか、もう少し共有していただけたらいいのではないかと思います。

もう一つは、知財の管理に関しまして、我々国立情報学研究所ではデータのエコシステムという事業もやらせていただいています。知財の管理ということとデータの管理共有ということは非常に連続的だと思いますし、研究者の立場からして、研究プロセス全体の支援システムが充実することで自然な日々の活動の中でそういう管理が行き届いていく。それから、大学等組織から見た管理もやりやすくなっていくということかと思えますので、知財というものの中にデータの管理と連続的な基盤システムをつくっていく、そういう視点も入れていただけたらよいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間の関係で事務局のコメント等は飛ばしまして、皆さんから御意見をできるだけ頂いたほうがよろしいかと思いますが、あと、クールジャパンとAIがあるのですが、合わせて15分で事務局から説明していただいて、その後、それについて御意見を頂くという形にしたいと思います。クールジャパンのほうをお願いいたします。

○尾川企画官 クールジャパンでございます。資料5を御覧いただければと思います。

前回、新たなクールジャパン戦略をつくるということで、これまでの取組に加えまして、

3つの方向性をお示しし、具体的な内容については「コンテンツ戦略ワーキンググループ」、
「Create Japanワーキンググループ」で議論するというものでございました。その中間報告でございます。

1 ページ目でございます。12月22日に両ワーキングを合同で開催してキックオフいたしまして、コンテンツ戦略WGにつきましては第3回まで、Create Japan WGにつきましては第2回まで開催しております。今後、それぞれ1回ずつ開催いたしまして、3月末に合同で開催して、WGとして方針を取りまとめまして、次回の構想委員会に御報告させていただきたいと考えております。

まず、総論の論点例でございますけれども、前回御指摘がありましたように、これまでのクールジャパンの取組を振り返って、どのように評価するかといったようなことの論点で御議論いただいております。

3 ページへ参りまして、クールジャパンの論点例でございますけれども、「KPI/KGI」ということで、クールジャパン戦略全体の進捗を評価・管理するための指標が今ございませんので、それをどのように設定するかということでございます。

5 ページへ参りまして、「高付加価値化」ということでございます。インバウンドや農林水産物の輸出など伸びておりますが、量だけではなく、今後、高付加価値化も重要ではないかということで、どのような取組が必要であろうかといった論点で御議論いただいております。

6 ページへ参りまして、「海外展開の推進」ということでございます。さらに海外展開を進めるためには、各国・地域のマーケットの状況、そのニーズに応じて適切にマッチングするということが必要になってまいりますけれども、その体制や拠点をどのように整備していくかといった論点でございます。

7 ページへ参りまして、「マーケットの分散・多角化、新規開拓」ということでございます。マーケットが特定の国・地域に偏っているところもありますので、分散・多角化、新規開拓をどのように図っていくかといった論点でございます。

8 ページが「世界的な課題への対応」ということで、サステナブル意識の高まりや食物アレルギー問題への対応など世界的な課題やライフスタイルのニーズの変化に対しまして、さらに外国人の視点やマーケットインの思想を重視すべきではないかといったことや、その下、「日本の魅力の発掘・磨き上げ、発信力の強化」で、これまでこれらのことに取り組んできたところでございますけれども、それをさらに進めていくためには何が必要かということで議論をいただいているところでございます。

時間がありませんので、WGにおける委員からの御意見は割愛させていただきますけれども、分野間の連携や横軸の連携が重要であるといったこと、クールジャパンをプロデュースする人材が重要であろうといったような御意見を多数いただいているところでございます。

10ページに参りまして、コンテンツの論点例でございます。「海外展開の推進」という

ことで、アニメ、ゲーム、マンガ、実写、音楽など各分野において、どのような課題があるか、課題を改善するためにどのような取組が必要かといったことをございまして、ここは分野別にかなり具体的にヒアリングを行っており、具体的な課題や改善の取組の方向性などの御意見をいただいているところをございます。

なお、先ほど福井委員からライブエンターテイメントがないということで御指摘いただいておりますけれども、例えば11ページの最初にありますように、政府の支援の要望やチケットの問題、そのような御意見もいただいているところをございます。

14ページに参りまして、「クリエイター支援」をございます。クリエイターを発掘・育成すること、持続的に活動が続けられる仕組み、エコシステムが構築されているかということで、どのような取組が必要かといったことをございます。

16ページに参りまして、「対価還元」ということで、プラットフォームを通じた配信が主流になってきておりますけれども、プラットフォームと流通会社あるいはクリエイターとの関係において、対価還元でどのような問題があるかということで御議論いただいているところをございます。

18ページに参りまして、「官と民との役割」ということをございます。政府が何をすべきか、あるいは民間が何をすべきかといったこと御議論いただいております。

コンテンツにつきましては、人材が重要であるといった御意見を多くいただいております。その中で、具体的にどのようなスキルが必要で、どのようにマッチングしていくかといったことも重要であろうといったような御意見をいただいているところをございます。

19ページにつきましては、それぞれコンテンツの分野別に論点を落とし込んだものとなっております。

クールジャパンにつきましては、各WGの座長をお務めいただいている中村委員、田中委員に後で補足などいただければ幸いです。

本日、参考資料といたしまして「クールジャパン戦略関連基礎資料」ということで12月の合同WGで配付した資料をつけさせていただいております。こちらも御参照いただければと思いますけれども、最初のほうは総論的なもので、体制や経緯などがあります。続いて、クールジャパン官民連携プラットフォームの取組、クールジャパン機構の関連のもの、KPI/KGIの参考になるようなブランドに関するランキング、先ほど福井委員からも御指摘ありましたように国際収支の関係の資料、さらに、コンテンツ関連、食関連、インバウンド関連などデータを中心にまとめておりますので、参考にしていただければ幸いです。

以上をございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続けて、AIのほうもお願いします。

○白鳥参事官 引き続きまして、資料6を御覧いただきます。AI時代の知的財産権検討会についてをございます。

左側に主な検討課題として示しておりますとおり、大きく2つのテーマで検討いただいております。一つは生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等、もう一つはAI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方ということで、渡部座長を筆頭に、竹中委員にも御参画いただきながら、右側にございますようなスケジュールで検討を進めていただいております。昨年末、12月に論点整理を取りまとめておりますので、本日は、その概略について資料を準備しております。

検討課題の1つ目は、懸念・リスクへの対応等に関するものです。こちらについては、法と技術と契約、それぞれ的手段について、意義とともに限界があるということも踏まえて、これらを三位一体で実現していくべきことを確認し、その上で、各手段について検討を進めております。

法律のところは、左側にございますのが著作権に関わるものでありまして、現在、文化審議会著作権分科会で審議いただいているところでございます。左下にあるような検討課題について本検討会でも問題提起をいただき、文化審議会ではこれらの課題も含め、検討が行われていると承知しております。

右側にございますのは著作権以外の知財ということで、意匠、商標、不正競争防止法等の各法についての整理になっております。一般的な権利侵害、違法性の判断が妥当するのではないかと、整理をいただいているところでございます。

続きまして、次のスライドを御覧いただきます。左側の上にあるのが技術についてでございます。技術的な解決策の重要性を確認するとともに、その限界も踏まえながらということで、技術例としまして、AIによるコンテンツであることを利用者が識別できる仕組みとしての電子透かしなどの方法、そして、フィルタリング、また、自動収集プログラム（クローラ）による収集拒絶の手段としての「robots.txt」などについて確認、整理しているところでございます。

右側にありますのが、契約の手段です。実際にこうした民間の契約による収益還元策も大変意義があるということで、権利制限規定の有無に関わらず、当事者間の有効な契約の効力は妨げられないことを確認しつつ、具体的な収益還元策として、例えば学習段階における収益還元策といったこともあるのではないかと、このような議論を進めていただいております。そのほか、個別課題としましては、デジタルアーカイブ整備に関するもの、ディープフェイクについて知財法の観点からの課題整理などを進めています。

全体としましては、5.にありますけれども、法律・技術・契約の組合せを通じて横断的見地から、それぞれの関係の主体がどのような手段を講じるのが適切か、ふさわしいかといったような観点の検討を深めていきたいということでもあります。

そして、検討課題のⅡ、発明の保護の在り方ということですが、いずれも現行の発明者認定の考え方や、審査実務で対応できるのではないかと、いったところを確認しながら、今後のAI技術の進展等を見ながら、必要に応じた検討を進めることが望ましいのではないかと、いったことが検討されております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました2点につきまして、御意見、御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中でございます。御説明ありがとうございます。

CJワーキングで私も座長を務めさせていただきましたので、その観点からワーキングの皆さんの御意見、総意を御披露させていただきます。

理念は関係者内で非常に共有されてきている中で、さらに今後はアクションプランに進めていこうという段階です。これまで実施してきたことにさらに磨きをかける視点というのが大切ではないかとの認識が高まっています。

情報発信についても、さらに踏み込んで確実な成果を得るために、例えば外国人プロデューサー人材の獲得に力を入れたり、組織化したり、また、日本と海外をつなぐ留学生や、企業に勤める国内で働く方々との多様な立体的なネットワークの強化が大切との御意見も多くありました。

もう一点、CJワーキングの活動においては、KPIとKGIのつくり方をどうするかということも検討課題です。既存の数値目標、例えば食の分野であれば、輸出量、輸出金額というふうな数値目標が既存にあるのですけれども、そこに限らず、対象者及びそこに対する幾つかの指標を丁寧に見ていく、積み重ねていく、また、新しい指標をアイデアを出してつくっていったって、それを細かく見ていくことも有効ではないかと感じております。

2つの委員会が合同でも開催され、情報共有も進んだところでございます。よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 ありがとうございます。

コンテンツサイドとして2点ほどお話しさせていただきます。

福井委員からもありましたけれども、エンターテインメントコンテンツというふうに狭く捉えさせてもらいますけれども、ストリーミングモデルの伸長や、コロナ等における世界中の人々のライフスタイルが変わったことによって、世界のコンテンツの価値が異常なスピードで上がっています。現状もコンテンツ企業のマーケットの規模は石油化学産業や半導体産業よりも大きい規模までなっている中で、日本由来のコンテンツがさらに今、存在価値を示しています。

ここ直近でも「スーパーマリオ」「ゴジラ」、ジブリ作品、「鬼滅の刃」「ワンピース」「スラムダンク」等々、日本の漫画、アニメ、ゲームがすごいスピードで世界中を席巻している中で、まだまだ日本における文化投資というものが、先ほどありましたけれども、なされていないと思っています。半導体等に国から1兆円以上の支援がある中で、コンテンツに関してはその数十分の1という状況です。私は、ゲーム、アニメ、漫画等々のフェ

スをいろんな国で見るとは思いますが、ありとあらゆる国でZ世代、α世代の若者たちが日本のコンテンツに熱狂しています。これだけの成長を見込める産業がほかにあるとは思えないので、国の成長戦略におけるコンテンツの位置づけというものをトップメッセージも含めて強くやっていっていただきたいと思います。

やはり韓国に比べて遅れているのは、クールジャパンでコンテンツを語るべきなのかなと、総体的な話になってしまいますけれども、食やインバウンド等の観光とともに語る産業ではないのではないかと思いますので、韓国における韓国コンテンツ振興院のようなものの必要性、コンテンツ全分野を網羅する総括機関というものが一つどうしても必要なのではないかと思いますので、このミーティングでもぜひ検討していただきたい。コンテンツ産業振興の新しい柱をやはりつくるべきではないかと思います。

レコード演奏権・伝達権についても福井委員からありましたけれども、我々レコード業界と文化庁でクリエイターの国際的調和とクリエイターへの適切な還元ということで、コンテンツワーキンググループにおいても取り上げていただいておりますが、我々が調査したところ、スポティファイやユーチューブ等のプラットフォーム事業者のBtoCサービスを利用している店舗というのが非常に増えて、今やCDや有線等を凌駕している状態になっています。レコード業界としても各プラットフォーム事業者と情報を共有していますので、引き続き議論を深めていっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員、中村委員まで御発言いただきたいと思います。竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 私、クールジャパン戦略について、今までも食について発言してきましたけれども、今、高価値化というようなお話が出ましたので、コメントさせていただきます。

従来、日本はものづくりやハイテクで海外に知られてきましたので、構想委員会でも、特許やデジタル関係の著作権を中心に戦略が構築されてきたように思います。ただし、最近では、海外の日本への興味というのが日本の食や自然、文化に変化してきているように思われます。日本は、ドイツのようなハイテクと、フランス、イタリア、スペインのような食やカルチャーという2つの強みを持っているという認識を強く持つべきだと思います。

特に食については、フランスやイタリアを中心としたEUの世界政策というのが輸出品の高価値化の参考になると思います。EUは地理的表示(GI)を有効に使うことで、食や伝統クラフト文化の多様性を保持するだけでなく、食品やクラフトの経済的価値を高め、輸出を増大させています。官民一体となってそのような活動を行っているわけであります。例えばイタリアについては、日本やアメリカの主要都市に「イータリー (EATALY)」というイタリア高級食材店を展開し、商品価値を上げるとともに、各地の名産や文化を紹介し、イタリアへのインバウンド需要を増大させる一翼を担っています。日本はアメリカやドイツを参考とすることが多いのですが、クールジャパン戦略に関しては、フランス、イタリア、スペインなどを参考にしながら、日本からの輸出品の高価値化を目指す知財戦略

を構築することが必要だと思います。

以上です。○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。

私がコンテンツやクールジャパンの会合で発言してきたことを3点、かいつまんで申し上げます。

まず、1点目、この数年、クールジャパンとコンテンツの両政策の連動が薄くなっています。コンテンツ政策側としては、コンテンツを中間財と位置づけて、様々なジャンルと連動させて波及効果を高めるといった狙いを明確にしているところでして、改めて両者の一体化を希望します。

2点目、コンテンツでは人材育成、特に海外のビジネスプロデューサーの必要性が議論されています。これは10年来のテーマなのですが、有効策が示されていません。海外の有力MBAの国内誘致などの具体的なアクションを講じたいところです。

3点目、当面のターゲットとしての万博の活用を明確にすべきだと考えます。国家のイベントである万博を政策としてどう位置づけるのかというのは重要なテーマで、これは東京オリンピックのときも生かそうという議論はあったのですが、そうはなりません。ある意味、ラストチャンスなのではないかと考えます。この辺りを含めて新たな知財計画にインプットができるように引き続き議論を続けていきたいと考えています。

それから、AIについて付言いたしますと、先ほどありましたように、新しい技術が登場すると、通常見られるのと同様に、今も特に著作権をめぐるルール化とか規制が取り沙汰されているのですが、コンテンツの識別技術など、いかにテクノロジーで対応するかというのも課題に上がっているところでして、短期的な規制よりも中期的な技術の対策が重要と考えます。さらに、まだ課題として上がっていませんけれども、長期的にはリテラシーなどの教育でどう対応するのかというのがより重要になってきます。なので、規制、技術、教育の幅広い議論を進めてもらいたいと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後、梅澤委員にお願いいたします。

○梅澤委員 今、中村さんからお話がありましたコンテンツ分野での人材育成なのですが、これはコンテンツ分野にかかわらず、クールジャパン関連を含む、観光、全てに対しての課題だと思っています。ビジネスプロデューサーが一番足りません。実はクリエイティブディレクターも、本当の意味でクリエイティブディレクションできている方はそんなにいない。なので、この2つの一番高付加価値な人材を日本国内からも育てるし、海外からも誘致する。そのために海外の教育機関を、例えば誘致できればいいですし、連携する、人材を送り込んで海外で鍛えるみたいないろいろな具体的な人材投資を今からでもしないと、いつまでたってもこの課題が解決できないというのは中村さんおっしゃったと

おりだと思えます。韓国は20年前ぐらいからそれを着実にやってきて今があるということなので、そこは我々も反省した上で、人材育成しましょうというかけ声だけではなくて、ちゃんと具体的にどういう投資をするかというアクションを取りたいと感じています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り御発言いただいたところでございますけれども、最後の辺は特に時間がなかったので、まだ御発言が足りていない方もおられるかもしれませんので、事務局のほうにお寄せいただければと思います。事務局のほうでできるだけ拾っていただけるようお願いいたします。

ここまで、前半を含めて事務局からコメントございますでしょうか。何かこの場で説明すべきことがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本参事官 大学知財ガバナンスガイドラインについてお話がありましたので、事務局から手短にお話ししたいと思います。

出雲委員からガイドラインが全体的に普及は進みつつも、まだ知らない大学がある点、言及がありましたが、今後しっかりと普及を徹底していくことを我々としても考えていきます。また、スタートアップの好事例が今回フォローアップした中でも見えてきました。そういった事例をしっかりとピックアップしながら、その事例を使って、例えばマーケティングなどに使えるよう活用していきたいと思っております。

また、大学側のヒアリングだけにとどまらず、企業のほうにもヒアリングしていくべきではないか、また、学長レベルでもやっていくべきではないかという御指摘をいただきましたが、今回、我々は緊急的に大学に対してフォローアップを行ってきたところでもあり、ガイドラインのより広い活用を目指して様々な方の御意見も今後聴取していきたいと思っております。

手短ですが、ガイドラインについては以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。後半、クールジャパン、AI関係も含めて、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、大体予定の時間になりましたので、意見交換はこれで終わりとさせていただきます。

今後「知的財産推進計画2024」に向けた検討をさらに進めていく上で、先ほどもございましたけれども、時間の関係があったので、何か追加でコメント等ございましたら、事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

最後に、奈須野局長より総括をお願いしたいと思います。

○奈須野局長 今日また活発な御意見をありがとうございました。特に御意見が多かったところに絞ってコメントさせていただきます。

御意見が一番多かったのはイノベーション拠点税制のところだったと思います。この税

制は、もともと日本国内で研究開発することの魅力を高めようという趣旨のものなのですが、一方で、今日の資料でも御説明したとおり、研究開発税制については実は日本国内だけでなく海外での研究開発に対してもインセンティブを出しています。そうすると、この研究開発税制とイノベーションボックス税制はブレーキとアクセルというような関係で、これは本当に日本国内での研究開発を振興するのみたいな、やや矛盾した関係が生じているわけでありまして。そのことが製品組み込み部分についての税制が取れなかったことと若干関係しているところがあります。今後、製品組み込みの部分についても税制を拡充していこうとすると、日本国内で研究開発することに対する障害を取り除くというか、海外に委託しないで日本国内で研究したくなるような環境整備とパッケージでないと、この壁はなかなか突破できないのかと思っております。

2つ目は、大学知財ガバナンスガイドラインであります。委員から、今回ヒアリング対象にした大学以外の地方大学とか産業界の受け止め、あるいは学長のインタビュー、こういったことの御提案を頂きました。なぜこの問題が生じているかということ、日本の特許法上は共有特許について他の共有者の同意が通常実施権許諾の条件になっているというところがございます。一方で、アメリカと中国では共有特許について他の共有者の同意は不要となっているわけです。そうすると、今回、企業側へのヒアリングと受け止めということを聞かれましたので、企業側において、企業は恐らく日本だけではなくてアメリカや中国でも共同研究をやっていると思いますので、そういうアメリカや中国での運用の実態、こういうことも含めて大学の知財を世の中に出していくことについての企業側の体制あるいは受け止め、こういうことも確認していきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、イノベーション投資の促進、研究開発だけではなくてコンテンツ分野についても人材育成の必要性というのは多くの委員から御指摘がございました。今日の議論では人材育成について十分に触れるところがございますので、引き続き、この分野について、特に研究開発であれば博士課程といった高度人材、外国留学、コンテンツ分野でいうとプロデューサー人材といったような外国のノウハウを身につけたような人が日本にきちんと集積するようにと、こういった分野から何ができるか考えていきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。

事務局より事務連絡があれば、お願いいたします。

○池谷参事官 本日の御議論を踏まえまして、今後はワーキング等での議論、事務局での検討を進め、次回の構想委員会是对面式の開催を基本とし、4月下旬頃に開催する予定です。日程については改めて御相談いたします。本日はどうもありがとうございました。